



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 1

○ 告示

- 188 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 189 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")..... 3
- 190 救急病院の認定 (医務課)..... 3
- 191 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 3
- 192 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")..... 4
- 193 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 4
- 194 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5
- 195 " (")..... 5

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 5

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 5

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。)及び」を「いう。)、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)、」に改め、「施行規則」という。)の次に「及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則(以下「旧施行規則」という。)」を、「介護保険施設」の次に「(指定介護療養型医療施設を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条中「、法第107条第1項」を削る。

第3条中「、法第94条の2第1項及び法」を「及び法第94条の2第1項並びに旧法」に改める。

第5条第1項中「、法第111条及び法第115条の5第1項」を「及び法第115条の5第1項並びに旧法第111条」に改める。

第6条中「及び法」を「及び旧法」に改める。

第10条中「法」を「旧法」に改める。

第11条第1項中「、法第113条の2第3項及び法第115条の8第3項」を「及び法第115条の8第3項並びに旧法第113条の2第3項」に改める。

第12条第1項中「、法第113条の2第4項及び法第115条の8第4項」を「及び法第115条の8第4項並びに旧法第113条の2第4項」に改め、同条第2項中「、法第115条及び法第115条の10」を「及び法第115条の10並びに旧法第115条」に、「、施行規則第140条の2及び施行規則第140条の23各号」を「及び施行規則第140条の23各号並びに旧施行規則第140条の2各号」に改める。

別記第1号様式備考6中「介護保険法施行法」の次に「（平成9年法律第124号）」を加え、同様式備考7中「すべて」を「全て」に改める。

別記第2号様式中「介護保険法」の次に「及び旧介護保険法」を加え、「法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号」を「介護保険法第70条の2第4項（同法第115条の11において準用する場合を含む。）において準用する同法第70条第2項各号、第79条の2第4項において準用する同法第79条第2項各号、第86条の2第4項において準用する同法第86条第2項各号若しくは第94条の2第4項において準用する同法第94条第3項各号及び第4項の規定又は旧介護保険法第107条の2第4項において準用する同法第107条第3項各号」に改め、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

- 1 「旧介護保険法」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。

別記第3号様式中「開設者（事業者）」を「医療機関等」に、「居宅サービス」を「サービス」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成25年1月30日

- 2 名称

特定非営利活動法人紀州インターナショナル・スーク

- 3 代表者の氏名

中村聖代

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市太田2丁目11-9 ハイソカドゼン603号室

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県を中心に、国内外の市民に対して、草の根の国際交流を日常的に促進する拠点を目指す。和歌山県内では、月に何回かのイベントは行われているが、常設の拠点は今のところ皆無だ。

和歌山にも外国人が増えているが、そこに行けば誰かに会える居場所、ほっとした空間にしたい。様々な国内外の人がネットワークを築き、助け合いの精神を大事にして、安心安全なハイクオリティライフを過ごせることを目標にする。

スークは人間くさい市場（いちば）を意味する。トルコ・イスタンブールのスークに代表されるような、活力ある人々の触れ合いから新しい文化を発信していくことを目指す。

和歌山県告示第189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年4月1日まで縦覧に供する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年1月31日

2 名称

特定非営利活動法人なぐさ

3 代表者の氏名

岸裏篤

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市内原1678番地の15

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、老若男女問わず、集まれる場としてのイベント・行事（盆祭大会等）の開催及び、高齢者の生きがいと健康づくり、地域情報新聞の発行・配布、福祉用具研究開発に関する事業を行い、保健・医療・福祉機関と連携し、高齢者の心身の健康の保持及び、地域住民同士のつながりを強化し、高齢者、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくり及び、地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第190号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 有田市立病院

2 所在地 有田市宮崎町6番地

3 有効期限 平成28年2月6日

和歌山県告示第191号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概

要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) テックランド和歌山有田川店
和歌山県有田郡有田川町大字植野字北内田14番1 他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田川町商工観光課 (有田郡有田川町大字中井原136-2)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成25年2月19日から平成25年3月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第192号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) テックランド和歌山御坊店
和歌山県御坊市野口569-1 他
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)
御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌350番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成25年2月19日から平成25年3月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第193号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)下津地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月20日から平成25年3月19日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌

(山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)

- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局地域振興部農地課、海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第194号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3190	岩出市西安上字村前77番1の一部	和歌山市東蔵前丁17番地 株式会社A夢Zクリエイト 代表取締役 植本昌彦	平成 25.2.7	6.00) 6.18	49.45

和歌山県告示第195号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3193	海南市且来字石丁70番1の一部、72番の一部、水路	和歌山市黒田30番地の3 天野加直子	平成 25.2.8	6.00	76.10

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画公園(3・3・5号紀ノ光台南公園)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年3月12日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年2月19日

1 事件名

一般国道370号改築工事（和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪地内から同町動木字瀬ノ上地内まで）、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年2月6日付け和収第23号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

登記名義人 中小路正道の法定相続人

中小路政子（住民票上の住所 和歌山県紀の川市貴志川町北山510番地1 メゾン貴志川107）

中小路政司（住民票上の住所 和歌山県岩出市山崎115番地（2号））

中小路邦夫（住民票上の住所 和歌山県和歌山市西庄1056番地の263）